目

次

毎週火・金曜日発行

3月31日

(木曜日)

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (会計課)...... 山口県会計規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則の一部を改正する規則 (水産振興課)......三 山口県病院事業財務規則を廃止する規則 (医務保険課)........ (医務保険課)........ 一地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

Ξ

こに公布する。 地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をこ

Щ

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 _ 井 関 成

山口県規則第二十六号

(趣旨 地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

第一条 第四項、第四十条第七項並びに第四十六条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県 項、第二十八条第一項、 いう。) 第二十二条第二項 この規則は、 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号。以下「法」と 第二十九条第一項、第三十条第一項、 第二十六条第一項 同条第二項第七号、 第三十四条第一項及び 第二十七条第一

平成 23 年 第二条

(業務方法書の記載事項)

法第二十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、

次に掲げる事項とす

立病院機構(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計について必要な

- 事項を定めるものとする。
- 業務運営に関する基本方針

業務委託の基準

- (中期計画の認可の申請) 競争入札その他契約に関する基本的な事項 その他法人の業務の執行に関し必要な事項
- 2 第三条 法人は、法第二十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、 知事が別に定める日までに、申請書に同項の中期計画 (以下「中期計画」という。) を添えて知事に提出しなければならない 法人は、法第二十六条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、
- 第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、 (中期計画に定める事項 変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない 次に掲げ
- 法第四十条第四項の承認を受けた金額の使途

る事項とする。

- 二 その他法人の業務運営に関し必要な事項
- (年度計画)
- 第五条 法第二十七条第一項の年度計画においては、 のうち当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。 中期計画において定められた事項
- た届出書を知事に提出しなければならない。 法人は、前項の年度計画を変更したときは、 当該変更の内容及びその理由を記載し
- (各事業年度に係る業務の実績の報告)
- 年度の終了後三月以内に、当該事業年度の年度計画において定められた事項ごとにそ 価委員会」という。)に提出しなければならない。 の実績を記載した報告書を地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会(以下「評 法人は、 法第二十八条第一項の規定による評価を受けようとするときは、
- (中期目標に係る事業報告書の記載事項)
- 当該中期目標の期間における業務の実績を記載しなければならない。 法第二十九条第一項の事業報告書には、中期目標において定められた事項ごと
- (中期目標に係る業務の実績の報告)

目標の期間における業務の実績を記載した報告書を評価委員会に提出しなければなら 標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標において定められた事項ごとに当該中期 法人は、法第三十条第一項の規定による評価を受けようとするときは、中期目

(財務諸表)

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地 準」という。) に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算 方独立行政法人会計基準注解 (平成十六年総務省告示第二百二十一号。以下「会計基

(財務諸表等の閲覧の期間

第十条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、 四年とする

(法第四十条第四項の規定による承認の申請)

報

第十一条 げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない 中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、 法人は、法第四十条第四項の規定による承認を受けようとするときは、当該 次に掲

- 承認を受けようとする金額
- 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならな 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間

(納付金の納付の手続)

Щ

第十二条 付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、 て、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出 の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添え しなければならない。 法人は、 法第四十条第六項に規定する残余があるときは、当該規定による納 当該期間最後

短期借入金の認可の申請

第十三条 認可を受けようとするときは、 ればならない。 法人は、 法第四十一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなけ

- 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 短期借入金の額
- 借入先
- 兀 短期借入金の利率

- 五 短期借入金の償還の方法及び期限
- 利息の支払の方法及び期限
- その他知事が必要と認める事項

重要な財産の処分等の認可の申請

に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 法人は、法第四十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、 次

- 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、 地目及び地積又は建物の
- 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価
- 譲渡の対価、担保の提供に係る債権の価額その他の取引条件

譲渡又は担保の提供の方法

譲渡又は担保の提供をしても法人の業務の運営に支障がないと認める理由

、県の出資に係る土地及び建物の譲渡等に関する協議)

第十五条 法人は、県の出資に係る土地及び建物の全部又は一部を譲渡し、 供しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 前項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない 又は担保に

- 所在、家屋番号、種類、 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の 構造及び床面積
- 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額

特定償却資産の指定

第十六条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減 価に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該償却資産を するものとする。 益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。) として指定 特定償却資産 (会計基準第二章第十一節第八十五の規定により、減価償却相当額を損

2 きるものとする。 前項の規定による指定は、 法人が償却資産を取得するまでの間に限り行うことがで

則

(施行期日)

- この規則は、 平成二十三年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- Ιţ 法第六十六条の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産について この規則の施行の日に、 第十六条第一項の規定による指定があったものとみな

ることができる。

ತ್ಯ

2

山口県病院事業財務規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二 井 関

成

山口県規則第二十七号

山口県病院事業財務規則を廃止する規則

(施行期日)

(経過措置) - この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十二年度の決算については、なお従前の例による。

)。 漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十三年三月三十一日

П

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第二十八号

Щ

漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則の一部を改正する規則

2 職員は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、作業服及び作業帽を着用す「常に着装しなければ」を「着用しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。第三条の見出しを「(服装)」に改め、同条中「又は作業服及び作業帽」を削り、

(冬服)の項から作業帽の項までを削る。 別表の1の表作業服(冬服)の項から作業帽の項までを削り、別表の2の表作業服

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県規則第二十九号

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事

=

井

関

成

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正す

記念館を除く。」を加え、「及び県立病院」を削る。 第二条第四号中「公の施設 (」の下に「山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上

の項とし、同表十三の項を同表十二の項とし、同項の次に次のように加える。一項ずつ繰り上げ、同表十二の項中「山口県華の浦学園及び」を削り、同項を同表十一「副館長」を「主査」に改め、同項を同表三の項とし、同表五の項から十一の項までを別表第四の一の項中「十九」を「十八」に改め、同表三の項を削り、同表四の項中

十三 山口きらら博記念公園管理事務所

管理課長

、同表中十八の項を削り、十九の項を十八の項とする。 別表第四の十五の項中「総務課長」を「主査 (庶務を担当する者に限る。) 」に改

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二 井 関

成

山口県規則第三十号

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 山口県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山口県規則第五十九号)の一部を次のよ

第三条の表中「別表第一の5の表二の項、」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日発行平成二十三年三月三十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁